

## テレビにおける倍速等の表記について

### 1. 目的

テレビのカタログ及び取扱説明書等に使用される「N 倍速 / xxx Hz」の表記について語句の定義を明確にし、消費者に対して一定の判断ができるための情報提供を行うことを目的とする。

### 2. 適用範囲

#### 2. 1. 適用機器

地上基幹放送又は衛星基幹放送(いずれもテレビ放送に限る。)を受信できるテレビ(124/128 度CSによる放送や、IPTV による放送・配信サービスの受信機能を併せ持つものも含まれる。)

【例】液晶テレビ、有機 EL テレビ

#### 2. 2. 表記対象

一般消費者に対して発行される、製品情報を記載した印刷物等

【例】カタログ、インターネット上の製品情報、店頭販促物、取扱説明書

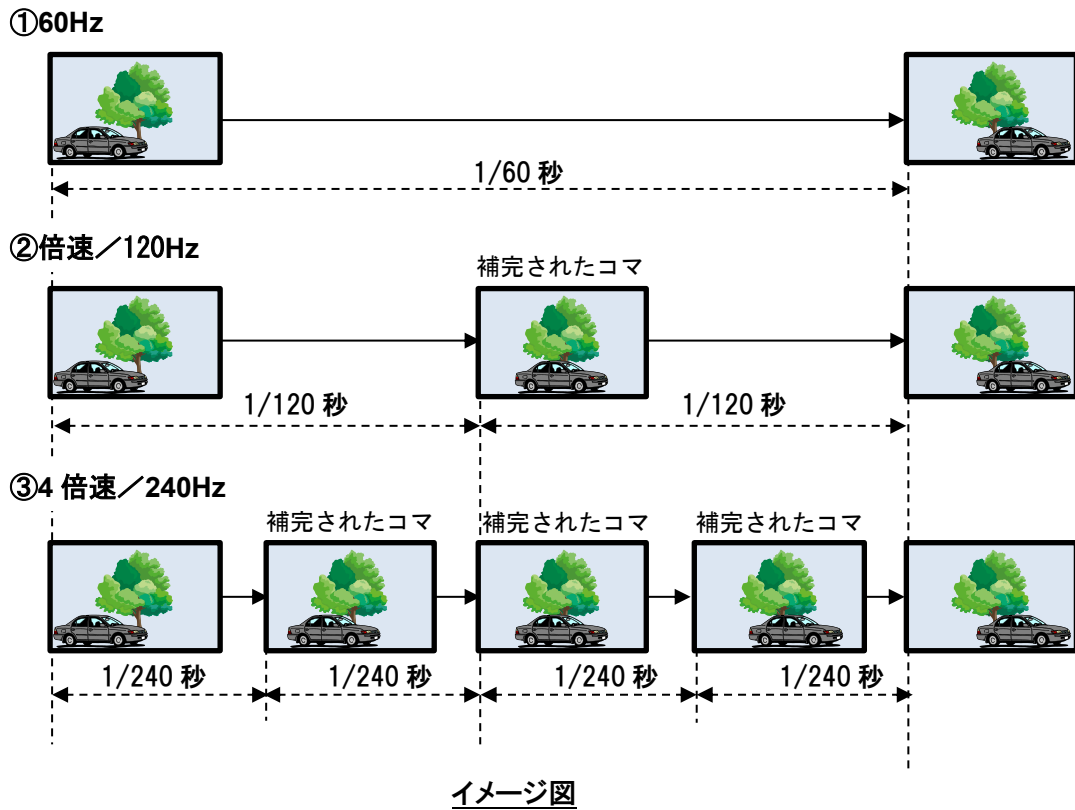
### 3. 表記方法

- ・デジタル放送の表示コマは主に毎秒 60 フレームであり、これを基準にして、1秒間に何倍のコマを表示できるかを表記する。
- ・表記の種類は「N 倍速」または「周波数(xxx Hz)」を使用することができる。
- ・新たに補完するコマは、基準となる毎秒 60 フレームに対し、テレビ側で新たに作りだしたコマを加えるものとする。同一のコマを単に表示時期をずらして表示する場合は新たなコマ数には数えない。また、液晶テレビでは同一のコマにバックライト制御を組み合わせたものは、新たなコマ数には数えない。

#### 【表記例】

1秒間に表示するフレーム数	N倍速表記	周波数表記
120フレーム	2倍速 または 倍速	120Hz
240 フレーム	4倍速	240Hz
(60 × N)フレーム	N 倍速	(60 × N)Hz

(注) N倍速表記と周波数表記は混在して使用してもよい。ただし、数字を算出した根拠は同一のものに限る。



#### 4. 適用時期

各社適用可能な時期からとする。

以上